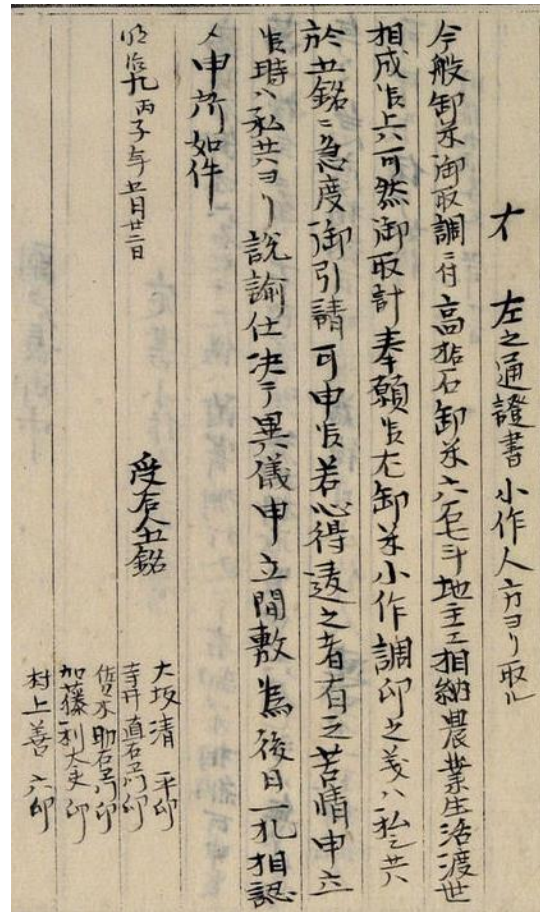


小作料の規定



1876年（明治9）「(地租改正ニ付二日市村方規則書写、二日市村小作米為取替証書写)」
加藤竹雄家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)

□ 左之通証書小作人方ヨリ取ル

今般卸米御取調ニ付高拾石卸米六石七斗地主ニ相納農業生活渡世
相成候上ハ可然御取計奉願候、尤卸米小作調印之義ハ私シ共
於五銘ニ急度御引請可申候、若心得違之者有之苦情申立
候時ハ私共ヨリ説諭仕決テ異儀申立間敷為後日一札相認
メ申所如件

明治九丙子年五月廿二日 受合人五銘

大坂清平印
寺井直右衛門印
佐々木助衛門印
加藤善利夫印
村上善六印

解説

明治十四年の政変により、大隈重信の後をうけて松方正義が^{まさよし}大蔵卿に就任しました。松方は長年の懸案であった通貨安定と財政整理を実現するため、1881年（明治14）9月より本格化していた紙幣整理政策を継承し、1882年（明治15）には日本銀行を設置しました。この紙幣整理は、1885年（明治18）5月の^{だかん}兌換銀行券条例による兌換制度の実施により終了しています。しかし、この政策は「松方デフレ」と呼ばれる激しいデフレーションを引き起こすとともに、軍備拡張策などのための増税をともなったため、農民の生活は極度の困窮に陥りました。その結果、地主の土地集積が進展し、多くの農民が自作農から小作農に転落しました。

福井とのかかわり

福井県においても1880年（明治13）後半には1俵4円80銭前後にまで高騰した米価は、1881年（明治14）に入ると下落しはじめ、1884年（明治17）初頭には1円50銭前後と高騰期の3分の1にまで暴落しました。これに対して国税の地租や地方税の地租は微増傾向を示していたので、1880年と比較した場合、国税・地方税などが実質的に3倍以上の増税になることを意味し、農民へ大きな打撃をあたえました。

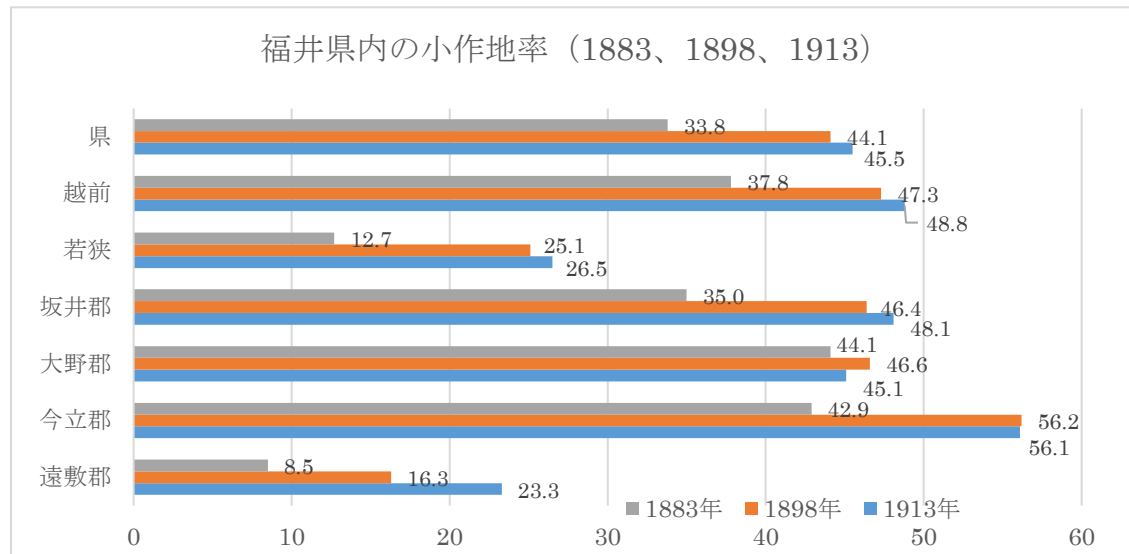
国や県も農家救済の施策を行いましたが効果は上がりず、1883年（明治16）に小作地率33.8%であったのが1889年（明治22）には40.5%になっています。その後の91～97年の7年平均の小作地および小作地率が41.9%であることから、福井県においては1880年代中頃～90年代初頭にかけて、地主的土地所有がほぼ確立したといえます。

資料の注目ポイント

資料（上）は、1876年（明治9）に吉田郡二日市村の地主と小作人の間で取り交わされた小作料についての規定です。小作人は卸米10石のうち6石7斗を地主に納めることが義務付けられています。

資料（下）は、明治中期から大正初期の福井県内の小作地率の変化です。地域別にみると今立郡など丹南三郡の小作地率が高いことがわかります。1920年代後半にはこの地域を中心に小作争議が発生することになります。

福井県内の小作地率（1883、1898、1913）



『福井県統計書』より作成

関連資料

名称	概要	備考
「(地租改正ニ付二日市村方規則書写、二日市村小作米為取替証書写)」	加藤竹雄家文書（当館蔵） A0052-00074	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-305797-1-p1
小作地率の変化（グラフ）	1883年（明治16）、1898年（明治31）、1913年（大正2）での福井県内各地の小作地率を表わしたグラフ。『福井県統計書』より作成	図説福井県史 近代11 米と地主 掲載 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/07/zusetsu/zusetsuframe.html
反収の変化（グラフ）	1881年（明治14）から1940年（昭和15）までの、県平均、遠敷郡、坂井郡の反収の変化を表わしたグラフ。『福井県統計書』より作成	

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『図説福井県史』 近代 11 米と地主
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社